

## 宝塚市 3 R 推進事業に関する後援名義取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、3 R 推進に関する事業に係る宝塚市の後援名義の使用について、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「後援」とは、市が事業の趣旨に賛同し、名義貸与の協力を行うことをいう。また、「3 R」とは、R e d u c e、R e u s e、R e c y c l e の3つのRを総称したものをいう。

### (使用できる名義)

第3条 後援名義の使用を許可する名義は、「宝塚市」とする。

### (許可の基準)

第4条 後援名義の使用を許可することができる事業は、次の各号のいずれかに該当する主催者が行うものでなければならない。

- (1) 国、地方公共団体及び公共的団体
- (2) 公益法人及びこれに準ずる団体（宗教法人及びこれに準ずる団体を除く。）
- (3) 報道機関、学術研究機関
- (4) 民間非営利団体及びこれに準ずる団体
- (5) 前各号に定めるもののほか、市長が特に必要と認める団体

2 後援名義の使用を許可することができる事業は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 宝塚市の3 R 推進に寄与すると市長が認めるもの
- (2) 公共性を有するもの
- (3) 営利を目的としないもの
- (4) 特定の政党もしくは政治的団体、政治家又は特定の宗教のための活動でないもの
- (5) 特定の主義主張の浸透を図ることを目的としないもの
- (6) 事業の参加者に対して過重の負担を負わせないもの
- (7) 行政運営に支障をきたさないもの

### (許可の条件)

第5条 3 R 推進にかかる事業を行うにあたっては、主催者は関係法令を遵守しなければならない。

(申請)

第6条 市の後援名義の使用の許可を受けようとするものは、後援名義許可申請書(様式第1号、以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、必要に応じ、次に掲げる書類を提出させることができる。

- (1) 事業の主催者の定款、寄附行為、規約、沿革その他団体の概要が分かる書類
- (2) 事業の実施要綱、募集要項、収支予算書その他事業の内容が分かる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(通知)

第7条 市長は、申請書を受理したときは、内容を審査し、後援名義の使用の許可又は不許可について申請者に速やかに通知するものとする。

(変更の届出)

第8条 後援名義の使用の許可を受けたものは、当該許可を受けた事項に変更が生じた場合は、速やかに市長に届け出なければならない。ただし、軽微な変更として市長が特に認めた場合は、この限りでない。

(責任の所在)

第9条 後援名義の使用を許可する場合、当該事業に係る責任は主催者が負うものとし、市長が責任を負うものではない。

(許可の取消)

第10条 市長は、後援名義の使用を許可した事業が次の各号のいずれかに該当するときは、後援名義の使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請により許可を受けたとき
- (2) 許可の基準を満たさなくなったとき
- (3) 許可の条件を履行しなかったとき
- (4) その他後援名義の使用にふさわしくないと認められる行為があったとき

(事業の報告)

第11条 後援名義の使用の許可を受けたものは、当該事業終了後30日以内に後援事業実施報告書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、必要に応じ、次に掲げる書類を提出させることができる。

- (1) 事業のパンフレット、プログラム、収支決算書、記録写真その他事業の内容が分かる書類

(2) その他市長が必要と認める書類

- 3 市長は、後援事業実施報告書を提出しないものに対しては、以後の主催事業に対して後援名義の使用を許可しないことができる。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、制定の日から施行し、令和6年3月5日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前になされた後援名義の申請は、この要綱の規定による後援名義の申請とみなす。